

条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続きが実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますので、お知らせします。

記

対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

株式会社村瀬商店 代表取締役 村瀬 泰司

- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

岐阜県関市塔ノ洞字大平前3119番

- (3) 産業廃棄物処理施設の種類

圧縮施設(小規模産業廃棄物処理施設) 1基

切断施設(小規模産業廃棄物処理施設) 1基

- (4) 事業計画書提出年月日

令和7年5月28日

令和8年2月16日

岐阜県知事 江崎 禎英

